

令和 6 年度決算

猪名川町財政健全化判断比率等参考資料

企画総務部企画財政課

健全化判断比率と会計区分の対応表

会計区分	会計名称	健全化判断比率			
		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	起債償還
普通会計	一般会計	あり	あり	なし	なし
公営事業会計	公営企業会計 法適用	あり	あり	なし	なし
公営企業会計以外	法適用	あり	あり	なし	なし
一部事務組合	介護保険特別会計 国民健康保険特別会計 後期高齢者医療保険特別会計 猪名川上流広域ごみ処理施設組合 兵庫県町議会議員公務災害補償組合 兵庫県市町村職員退職手当組合 兵庫県後期高齢医療広域連合 社会福祉法人阪神福祉事業団 公益財団法人阪神北広域救急医療財団 株いながわフレッシュユーパーク	なし	なし	なし	なし
第三セクター		あり	あり	なし	なし
				損失補償をしていないため対象外	

健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額+事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剩余額を生じた会計の資金の剩余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \cdot \text{基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \cdot \text{基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 将来負担額：イからチまでの合計額
 - 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業)=(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額
資金の不足額(法非適用企業)=(繰上借用額+支払繰延額+事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)-解消可能資金不足額
 - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- 事業の規模：事業の規模(法適用企業)= 営業収益の額 - 受託工事収益の額
事業の規模(法非適用企業)= 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
 - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

健全化判断比率及び資金不足比率

財政健全化法が平成19年6月に公布され、その中で地方自治体は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4指標及び「資金不足比率」を算出し、監査委員の意見を付して速やかに議会へ報告するとともに住民に公表することが求められています。

その指標は、一般会計のみでなく、特別会計、公営企業会計、一部事務組合、第三セクターも含めたうえで、現在、将来における財政の状況を示すものであり、指標が一定基準を超えた場合、早期健全化、財政再生の措置を講じなければなりません。

1 健全化判断比率の猪名川町の状況

(1) 実質赤字比率

項目	令和6年度指標	令和5年度指標	早期健全化基準	財政再生基準
指標	— ($\triangle 2.47\%$)	— ($\triangle 7.61\%$)	13.88%	20.0%
用語解説	一般会計等における歳入総額から歳出総額及び翌年度へ繰り越すべき額を差し引いた実質収支の標準財政規模に占める割合をいい、黒字の場合は、「—」となります。政令に基づき算出した本町の基準、13.88%を超えるれば早期健全化、20.0%を超えるれば財政再生の措置を講じなければなりません。			
結果解説	一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じていないため実質赤字比率は「—」となります。			

(2) 連結実質赤字比率

項目	令和6年度指標	令和5年度指標	早期健全化基準	財政再生基準
指標	— ($\triangle 13.51\%$)	— ($\triangle 18.55\%$)	18.88%	30.0%
用語解説	一般会計、特別会計、公営企業会計すべてを考慮した結果の実質赤字額の標準財政規模に占める割合をいい、黒字の場合は、「—」となります。政令に基づき算出した本町の基準、18.88%を超えるれば早期健全化、30.0%を超えるれば財政再生の措置を講じなければなりません。			
結果解説	一般会計、特別会計、公営企業会計すべてを考慮した実質収支は黒字であり、実質赤字は生じていないため連結実質赤字比率は「—」となります。			

(3) 実質公債費比率

項目	令和6年度指標	令和5年度指標	早期健全化基準	財政再生基準
指標	2.8%	2.8%	25.0%	35.0%
用語解説	<p>一般会計が負担する公債費の一般財源の額が標準財政規模に占める割合の3年間の平均をいいます。ここでいう公債費とは、他会計に対する繰出金、一部事務組合に対する補助金のうち、公債費の財源となったものを含みます。</p> <p>この指標が政令で定める基準25.0%を超えると早期健全化、35.0%を超えると財政再生の措置を講じなければなりません。</p>			
結果解説	<p>地方債の元利償還金（9億1,528万1千円）+準元利償還金（1億9,847万1千円）} - {特定財源（9,748万9千円）+基準財政需要額算入公債費（8億4,133万9千円）} $\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(单年度)}}{\text{標準財政規模 (75億3,644万3千円)}} - \text{基準財政需要額算入公債費 (8億4,133万9千円)}$ </p>			
結果解説	<p>地方債の元利償還金の増加等に伴い単年度で0.37ポイント増加しましたが、3ヵ年平均では前年度から数値に変更はありませんでした。（単年度：R6 2.61、R5 2.24、R4 3.67）</p>			

(4) 将来負担比率

項目	令和6年度指標	令和5年度指標	早期健全化基準	財政再生基準								
指標	- (△63.7%)	- (△65.1%)	350.0%	基準なし								
用語解説	<p>一般会計に特別会計、公営企業会計、一部事務組合、第三セクターなどを含めた将来負担すべき負債が標準財政規模に占める割合のことをいいます。この将来負担すべき負債には、地方債現在高、債務負担行為額、退職手当支給予定期の一般会計負担額、連結実質赤字額などを含みます。</p> <p>将来負担額より基金などの充当可能財源が多い場合は、「-」となります。</p> <p>この指標が政令で定める基準350.0%を超えると早期健全化の措置を講じなければなりません。</p>											
結果解説	<p>将来負担額（85億9,760万8千円）-充当可能財源等（128億6,304万円） $\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (85億9,760万8千円)}}{\text{標準財政規模 (75億3,644万3千円)}} - \text{基準財政需要額算入公債費 (8億4,133万9千円)}$ </p>											
主な将来負担額	<table> <tr> <td>地方債の現在高</td> <td>76億5,105万3千円</td> </tr> <tr> <td>公営企業債等繰入見込額</td> <td>8億9,118万5千円</td> </tr> <tr> <td>債務負担行為額</td> <td>4,400万9千円</td> </tr> <tr> <td>第三セクター等</td> <td>1,136万1千円</td> </tr> </table>				地方債の現在高	76億5,105万3千円	公営企業債等繰入見込額	8億9,118万5千円	債務負担行為額	4,400万9千円	第三セクター等	1,136万1千円
地方債の現在高	76億5,105万3千円											
公営企業債等繰入見込額	8億9,118万5千円											
債務負担行為額	4,400万9千円											
第三セクター等	1,136万1千円											
充当可能財源等	<table> <tr> <td>基準財政需要額算入見込額</td> <td>72億1,663万3千円</td> </tr> <tr> <td>充当可能基金</td> <td>53億2,467万3千円</td> </tr> <tr> <td>充当可能特定歳入</td> <td>3億2,173万4千円</td> </tr> </table>				基準財政需要額算入見込額	72億1,663万3千円	充当可能基金	53億2,467万3千円	充当可能特定歳入	3億2,173万4千円		
基準財政需要額算入見込額	72億1,663万3千円											
充当可能基金	53億2,467万3千円											
充当可能特定歳入	3億2,173万4千円											
結果解説	<p>将来負担すべき実質的な負債額と比べ、充当可能財源の方が多くのことから、将来負担額は発生しないため、将来負担比率は「-」となります。</p>											

2 資金不足比率の猪名川町の状況

項目	令和6年度指標	令和5年度指標	経営健全化基準
水道事業会計	— (<△77.0%)	— (<△72.7%)	20.0%
下水道事業会計	— (<△97.7%)	— (<△89.1%)	20.0%
用語解説	公営企業会計における流動負債額から流動資産額を差し引いた額の事業の規模に占める割合をいい、黒字の場合は、「—」となります。20.0%の経営健全化基準を超えるとすれば経営健全化計画を定め、必要な措置を講じなければなりません。		
	$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額} \quad (\text{上水道} \triangle 3 \text{ 億 } 9,400 \text{ 万 } 6 \text{ 千円})}{\text{事業の規模} \quad (\text{上水道 } 5 \text{ 億 } 1,128 \text{ 万 } 7 \text{ 千円})}$ $\qquad \qquad \qquad (\text{下水道} \triangle 3 \text{ 億 } 4,591 \text{ 万 } 1 \text{ 千円})$		
結果解説	いずれの公営企業会計も資金不足は生じていないため資金不足比率は該当ありません。		

《標準財政規模》

地方交付税算定期に基準財政収入額を元に求められる標準税収入額に、地方譲与税、交通安全対策特別交付金、普通地方交付税、臨時財政対策債を加えたもので、地方公共団体の標準的な一般財源の収入額を表します。

《早期健全化》

早期健全化は、イエローカードともいるべき段階で、個別外部監査契約に基づいて監査を受けることと「財政健全化計画」の策定が義務付けられるとともに国への報告義務を負います。

財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をするとすることができます。

《財政再生》

財政再生は、レッドカードともいるべき段階で、「財政再生計画」の策定が義務付けられ、事実上、総務大臣の同意を得る必要があります。この同意がなければ、地方債を発行できないことになります。

財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置の勧告をすることができるとされています。

健全化判断比率・資金不足比率の猪名川町の状況

